

# 虐待防止のための指針

## 1. 理念

当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、虐待を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ちサービスを実施することを心がけます。

## 2. 根拠となる法律

### （1）障害者虐待防止法

#### 【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 介護放棄（ネグレスト） 利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること

## 3. 基本方針

### （1）当法人（事業所）内での共通理解

- 虐待防止の定義内容及び関連する不適切なサービスを行わない。

### （2）委員会の実施

- 定期的な委員会の開催
- 虐待防止のための職員研修の内容、実施に関する事
- 虐待防止に関する職員全体への指導

### （3）研修の実施

- 定期的な教育や研修（年2回）の実施
- 新任者に対する虐待防止のための研修の実施

- ・その他必要な教育や研修（事例検討など）

（４）虐待防止のための職員研修に関する基本方針

・職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

（５）虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

・虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

・緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

（６）虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

・利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設管理者等への報告を行う。

・虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、施設管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、施設管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。

・施設管理者は、虐待防止委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

#### 4. 指針の閲覧について

当法人（事業所）の虐待防止のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表します。

令和4年3月1日より施行する。